

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで

大切に保管を

国民年金保険料は、年末調整や確定申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

国民年金保険料を令和3年1月1日から9月30日までに納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付される予定です。年末調整や確定申告の際にはこの証明書(または領収書)を添付するか、申告書などを提出する際に提示してください。

令和3年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付される予定です。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付された

方の社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の手続きの際にご自身の国民年金保険料の額と合算して申告できます(その際はご家族分の証明書を添付する必要があります)。

～国民年金保険料の納め忘れは

「ごいませんか?」

令和3年度の国民年金保険料額は、1か月16,610円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料は、納付期限までに納めましょう。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 お客様相談室

☎077-567-2220

住民課 保険年金担当

☎0748-521-6584

みんなを支えよう 国民健康保険

お薬手帳を活用しましょう

皆さんはお薬手帳をお持ちですか。

きちんと薬局で使っていますか。

○お薬手帳とは

今までに処方された薬の名前、飲む量、回数、飲み方、副作用などを記録していく手帳です。薬局などでもらうことができます。

○どのように使うのか

名前や生年月日、アレルギー、これまでにかかった病気などを記入します。市販薬の服用やサプリメントについても記録しておく便利です。

医療機関や薬局などで薬をもらうときに必ず提示しましょう。お薬手帳を持参すると、窓口負担が安くなることもあります。

○なぜ必要なのか

記録された情報は、医療機関や薬局で薬を処方するときの参考になります。服用している薬との飲み合わせ、アレルギーや過去にかかった病気による副作用などを確認できます。

○1冊にまとめましょう

薬局や病気ごとに使っている方もいるようですが、薬局が違うからと

分けてしまつては意味がありません。安全に薬を服用するためにも、1冊にまとめましょう。

○電子版のお薬手帳もあります

スマホなどで使える電子版もあります。いつでも用法・用量が確認できたり、使用方法を動画で確認できるなど、便利な機能もあります。対応しているアプリケーションが薬局ごとに違うため、利用している薬局で確認が必要です。

電子版を使うときも、紙のお薬手帳を提示しましょう。

○万が一の備えとして

災害などで、かかりつけの医療機関以外で受診しなければいけない場合などに役立ちます。また、常に持ち歩くことで事故や急な病気の時なども自分が飲んでいる薬の情報を正確に伝えることができ、治療がスムーズに受けられます。



◆問い合わせ先

住民課

保険年金担当

☎0748-521-6584